

お客様各位

写光レンタル販売株式会社
管理本部 商品物流課

『フロン排出抑制法』施工における簡易点検実施について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社商品において格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知おきかと存じますが、平成27年4月1日より『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）』が施行されました。

当法律によりフロンガスを使用する業務用機器の全ての所有者は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが、より厳格に義務化される事になります。

また当法律によると、フロンを使用する業務用機器の所有者（管理者という）が、「3ヶ月毎に簡易点検」を行う事が義務化されました。

このように、フロンを使用する業務用機器を今後お客様にレンタルして頂く、また現在ご利用中の場合についての簡易点検実施について、下記の通り対応させて頂きたく御案内申し上げます。

今後ともより一層ご満足いただける商品の供給とサービス向上に努めて参りますので、引き続きのご愛顧を賜りますよう重ねて御願い申し上げます。

敬具

記

1. 法律上の「管理者」に該当する者

フロンガスを使用する業務用レンタル機器の所有者である『写光レンタル販売株式会社』が管理者に該当致します。

2. 簡易点検の実施者

『写光レンタル販売株式会社』になります。

ただし、別途掲示させて頂きました環境省作成の「フロン排出抑制法 Q&A 集」の法解釈に基づき、弊社作業員がお客様の設置場所に訪問できる機会が有る場合、且つ、機器の点検が出来る状況に設置されている場合に限り、簡易点検を実施させて頂きます。

（したがいまして3ヶ月毎の定期的な点検は実施致しかねますので、予めご容赦ください）

3. 日常点検の実施協力について

当法律の目的は、フロンを使用する機器の不調を放置する事によりフロンガスを大気中に漏えいさせてしまう事を防止するものです。

弊社が簡易点検を実施できる際に点検を行わせて頂きますが、何より日頃機器を御利用頂いている、お客様ご自身による定期点検実施や、万が一の機器の不調を察せられた場合は、直ちに弊社まで御連絡頂きますよう、御協力をお願い申し上げます。

弊社は直ちに機器の点検または修理により、最大限フロンガスの漏えいを防止するための処置対策を行わせて頂きます。

4. 日常点検実施記録について

当法律において記録義務がある簡易点検記録簿（簡易点検チェックリスト）は弊社が作成・記録致します。

簡易点検チェックリストは納品時本体と一緒にお客様へ御渡しさせていただきますので、保管を御願ひ致します。

日頃の点検により機器の異常を早期に発見いただく事で、フロンガスの漏えいを防止し、人類共通の課題でありますオゾン層を保護するために、最大限御協力頂きますようお願い申し上げます。

5. 付随書類

「フロン排出抑制法の冒頭頁」

「フロン排出抑制法 Q&A 集（平成 27 年 4 月 17 日 第 2 版）抜粋」

以上